

群馬県においてほうれんそう、ねぎを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していた申立人らについて、ほうれんそうの出荷制限、ねぎの風評被害による逸失利益が賠償された事例。

(全部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、別紙当事者目録の申立人（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

申立人番号	損害項目	期間
1	ほうれん草にかかる逸失利益 本件和解仲介に関する弁護士費用（以下「弁護士費用」という。）	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
2	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
3	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
4	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
5	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
6	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
7	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
8	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
9	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
10	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日
11	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益	自 平成23年3月11日

	弁護士費用	至 平成23年5月末日
12	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年7月末日
13	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、

申立人番号	損害項目	金額
1	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	金2,100,000円 金63,000円
2	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	金686,000円 金21,000円
3	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	金782,000円 金24,000円
4	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	金1,365,000円 金41,000円
5	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	金387,000円 金12,000円
6	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金806,000円 金263,000円 金33,000円
7	ほうれん草にかかる逸失利益 弁護士費用	金1,200,000円 金36,000円
8	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金1,390,000円 金322,000円 金52,000円
9	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金2,011,000円 金29,000円 金62,000円
10	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金2,704,000円 金845,000円 金107,000円
11	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金4,757,000円 金1,943,000円 金201,000円
12	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金2,473,000円 金181,000円 金80,000円
13	ほうれん草にかかる逸失利益 ネギにかかる逸失利益 弁護士費用	金2,107,000円 金689,000円 金84,000円

の合計金27,856,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月10日

(別紙当事者目録省略)

(仲介委員 浜田正夫)